令和 8 年 11 月 2 日

各校奨学金ご担当者様

公益財団法人 岩城留学生奨学会
理事長　岩 城　慶太郎

令和 9 年度（2027 年度）

能登半島地震被災者奨学生募集について

平素より当財団に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記の件、別添の当財団「能登半島地震被災者奨学金支給規程」に則り、令和 9 年度（2027 年度）の奨学生募集を行います。
被災状況、経済状況等を勘案し、修学継続のため経済支援を必要とし、将来能登復興の担い手となり得る人物への奨学支援を考えています。貴学在学中の学生または卒業生等へのお知らせをお願いいたします。

なお、当財団「能登半島地震被災者奨学生選考審査委員会」に諮った上、令和 9 年 3 月までに採用者の内定を行う予定です。

記

1. 応募資格

① 本人が令和 6 年能登半島地震で被災した学生
② 大学、大学院、専修学校、短期大学、高等学校、高等専門学校に在籍する学生
③ 能登復興の担い手となり得る人物
④ 日本政府（自治体を含む）または他の財団等から奨学金の支給を受けていない者

2. 提出書類

① 奨学金受給申請書（様式 1）
② 罹災証明書
③ 住民票（写）
④ 在学証明書（応募時（令和 8 年）に在学している学校）または合格証明書（令和 9 年 4 月入学予定の学校）
⑤ 小論文
テーマ「能登の未来に向けて、私が今後取り組みたいこと」
800 字以内・様式自由（word 等を使用して作成しても、原稿用紙等に記載しても様式は自由です。）

注）③の住民票（写）は世帯全員が記載されたものを提出してください。
奨学金の給付が内定した方には令和 9 年 4 月に改めて在学証明書を提出していただき、在学確認後に奨学金を支給します。奨学金給付期間内に在学確認、修学状況の確認を複数回行うことがあります。

3. 書類提出方法

応募者本人が「2. 提出書類」の書類を問い合わせ先記載の住所に郵送または、PDF でメール送信して下さい。

書類に不備等がある場合には申請書記載のメールアドレスに問い合わせさせていただきます。必ず連絡が取れるメールアドレスを記入してください。連絡が取れない場合は応募を無効にさせていただくことがあります。

必要書類が提出できない場合は、応募は無効とさせていただきます。

応募書類は返却しません。当財団で適切に処理します。

4. 選考審査の予定

応募締切：令和 9 年 2 月 26 日（金）（必着）
書類選考：令和 9 年 3 月
内　　定：令和 9 年 3 月
在学確認：令和 9 年 4 月

5. 奨学金

① 支給額　　月額 10 万円
② 支給期間　令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月（1 年間）

次年度以降も奨学金の給付を希望する場合には、改めて応募してください。

お問合せ先　公益財団法人岩城留学生奨学会　事務局長　河原佳子
〒103-8403　東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番 2 号
（アステナホールディングス株式会社内）
TEL：03-6627-0234　FAX：03-6627-0244
E-mail：kawah-y@iwakizaidan.org

以上